介護老人保健施設「ひもろぎの園」介護予防短期入所重要事項説明書

（　指定介護予防短期入所療養介護　）　　令和８年６月１日現在

１．事業者の概要

事業者名称	医療法人社団　慈泉会
法人所在地	福島県白河市関辺引目橋３３番地
法人代表者名	理事長　渡部　真樹
連絡先	ＴＥＬ　０２４８－２３－４４０１
	ＦＡＸ　０２４８－２２－９６３２

２．事業所の概要

事業所名称	介護老人保健施設「ひもろぎの園」
事業所開設年月日	平成１８年４月１日
所在地	福島県白河市関辺川前８８番地
管理者名	管理者　宇都宮　英敏　　施設長　風岡　都
連絡先	ＴＥＬ　０２４８－３１－８８８８
	ＦＡＸ　０２４８－３１－８８３３
介護保険指定番号	福島県指定第０７５０５８５０１０号
定員	１００名の空床利用（一般療養棟５０床・認知症専門棟５０床）
療養室	個室２０室（10.4㎡）　４人室２０室（34.2㎡）
施設構造	鉄筋コンクリート造３階建（延べ床面積　4441.45㎡）
施設設備	□診療室―１室　□食堂―２室　□機能訓練室―１室 □談話室―７室　□浴室―２室（一般浴槽・特殊浴槽・個別浴槽） □レクリエーションルーム―１室　□デイルーム―２室 □サービスステーション―２室　□ボランティアルーム―１室 □家族介護教室―１室　□相談室―２室　□洗面所　□便所　等々
消防設備	自動火災報知機・スプリンクラー・非常用発電機・避難用滑り台・ 非常灯・誘導灯・非常通報設備・防火扉・消火器・補助散水栓
協力医療機関	南湖こころのクリニック・白河厚生総合病院・ひまわり歯科医院

３．事業の目的と運営方針

事業の目的	当施設は、医療法人社団慈泉会の基本理念「和を以て貴しと為す」及び「忍びざるの心」を堅持する立場から、要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護予防居宅支援計画に基づき、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護・医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話等のサービスを提供することにより、療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図るように努めることを目的とする。
運営の方針	①利用者及びその家族の様々なニーズに対応しつつ、その利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう看護・介護・リハビリテーション、その他に必要なケアを提供する。 ②利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたった介護サービスを提供する。 ③ゆとりあるデイルーム等、明るく開放感あふれる施設環境の中で、療養効果を高め、落ち着いた家庭的な雰囲気の療養空間を生かした生活リハビリに努めます。 ④利用者及びその家族のＱＯＬ（生活の質）の向上のため、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用

	者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。 ⑤利用者に対し原則として身体的拘束を行いません。但し、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、管理者又は施設長が判断し、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し保管する。 ⑥家族介護教室を設け、家族との相談、指導ボランティアの参加等、地域住民から親しみをもたれる施設となるように努めます。

４．事業所の職員体制と職種内容（指定短期入所療養介護の人員と兼務）

職種	員数	職種内容
管理者（医師） 施設長	1名 1名	管理者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。また、従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。施設長は、管理者を補佐し施設全体の運営の指導を行なう。非常勤医師は、入所・通所兼務。
薬剤師	1名	医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理する他、利用者に対し服薬指導を行う。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	3名以上	医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションを実施し、計画的な機能回復訓練ならびに指導を行う。
看護職員	10名以上	利用者の身体状況を把握し、病状等にふさわしい看護と介護ならびに機能訓練その他の必要な医療サービスを行う。
介護職員	24名以上	介護福祉士(常勤50%以上)・ヘルパー１級・２級取得者。 利用者の心身状況を把握し、精神的、身体的看護と介護ならびに機能訓練等きめ細かな日常生活上のサービスを行う。
介護支援専門員	1名以上	介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
支援相談員	2名以上	利用者及びその家族からの入所相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
管理栄養士	1名以上	利用者の食事について栄養や嗜好を十分に考慮して献立を作成し、調理給食及び栄養ケアマネジメント等の業務を行う。
事務職員	5名以上	施設の管理運営に関する事務的業務、介護保険請求業務、設備管理・利用者送迎運転業務等を行う。

５．勤務体制

一般療養棟(日中)	５名以上の配置
一般療養棟(夜間)	２名以上夜勤者(16:30～翌8:30)の体制
認知症専門棟(日中)	１グループ(定員１０名)に対し１名以上配置
認知症専門棟(夜間)	３名夜勤者(16:30～翌8:30)の体制

６．提供するサービス内容

サービス区分と種類	サービスの内容
計画立案	利用者に合わせた個別の介護予防短期入所ケアプラン計画を作成します。
食事	一般食・療養食、選択メニューやバイキングと多彩な食事を提供します。
入浴	機械浴・一般浴・個別浴があり週２回以上の入浴を実施します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。
レクリエーション	季節の行事や誕生会、夏祭り、秋祭り、小旅行など実施します。
医学的管理・看護	心身の状況を把握し、日々の健康管理や看護を実施します。
機能訓練	リハビリテーション実施計画書に基づき、計画的な機能訓練等を実施します。
介護	利用者の心身の状況を把握し個別ケアを実施します。
栄養管理等	利用者の栄養状態を把握し、栄養管理等を行います。
相談援助	利用者やご家族に対し、生活上の様々な問題についてご相談に応じます。
在宅介護指導	ご家族への介護支援のため介護指導並びに介護相談を行います。
理美容	施設内の理美容室にて受けられます。
送迎	利用者の身体状況に応じリフト車・ストレッチャー車等にて送迎します。

７．通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする
白河市、西白河郡町村、東白川郡町村、那須町

８．入退所の手続き

（１）入所の手続き

①施設に介護保険証をお持ちください。要支援の認定が１、２の方が入所対象者です。施設では申込書など必要な書類をお渡し致します。
②必要な手続きが終りましたら、利用に係る重要事項について説明し契約を交わします。また、利用者やご家族の希望を踏まえて、身体状況等のアセスメント調査を実施いたします。
③居室は男性、女性、認知症などで別かれておりますので、すぐ入所とはならない場合があります。又、施設の医師の判断により、病気の状態や施設での対応が困難な状況が予想されると判断した場合は、適切な医療機関をご紹介いたします。

（２）退所の手続き

①自動終了（退所）以下の場合は、自動的に退所となりますので、退所の手続きを行ってください。
・介護予防居宅支援計画に定められた期間が終了した場合
・要介護認定区分が、非該当（自立）または要介護と認定された場合
＊この場合、認定期間の終了日をもって退所していただくことになります。
・医療機関に入院した場合
③やむを得ず退所していただく状況
・施設では集団生活です。同室者や入所者同士に於いて、行動や言動等の問題や施設秩序が守れない状況と判断した場合には、退所していただく場合がございます。
・施設の医師が、施設での対応では医学的に困難と判断した場合

９．施設利用にあたっての留意事項

①緊急時や非常災害時には、職員避難誘導の指示に従ってください。
②外出、外泊をする時は、所定の届出用紙に記入の上、提出願います。
③午後８時の消灯後は他の入所者の迷惑にならないようにしてください。
④面会は毎日可能です。（原則として午前９時より午後６時まで）
⑤面会の方は療養室に食べ物の持ち込みをしないでください。
⑥所持品は、必要最低限のもの以外は持ち込みしないでください。
⑦酒類の持ち込みは厳禁とします。（行事等により施設で提供する場合はあります）
⑧喫煙をする場所、時間に関しては施設の定める所に従ってください。
※原則としてライター、タバコは施設で管理させていただきます。
⑨宗教活動等は、他の入所者の皆様に迷惑となりますので、お断りします。

１０．料金及び利用料　【別表】

利用者がご負担する自己負担は、原則として介護保険法に定められた額の１割もしくは２割です。
一定以上の所得がある方は自己負担が３割となる場合があります。また、一定以上の預貯金等がある方は食費・居住費の補足給付が無くなり場合があります。
当施設では、利用者の居宅生活での自立を目指す観点から、病状及び心身の状況に合わせて、介護保険法の定める各種加算等を利用者に必要に応じて算定します。なお、その場合、事前に詳細を説明のうえ、利用者又はご家族の同意を得ることになっています。また、居住費（光熱水費）・食費・日用品費・教養娯楽費、その他個人の要望に応ずるサービス等は、別に定める額が利用者負担となります。

１１．利用料の請求及び支払い方法

利用料の請求	①　利用料はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額を請求いたします。 ②　請求書及び明細書は、利用者が指定する発行先に翌月の 10 日頃までにお届けいたします。
利用料の支払い	①　利用者は、サービスの提供日及び内容等を記載した記録票と請求額の内容を照会して頂き、請求月の末日までに、郵便局自動振込の方法で支払うものとします。 ②　利用者から利用料金の支払いを受けたときは、必ず領収書を発行しますので大切に保管をお願いします。

※利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要介護認定を受けた後、本人負担分を除く金額が介護保険からご利用者に払い戻されます。（償還払い）払い戻しの際に必要な「サービス提供証明書」を交付します。

※保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合は、全額自己負担となります。その際は、サービス提供証明書を発行いたしますので、後日、サービス提供証明書を市町村に提出しますと払い戻しを受けられます。

１２．秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者及び事業所に従事する者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。 ② この秘密を保持する義務は、契約終了後も継続します。
個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。 ② 利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物について、善良な管理者の注意をもって適切に管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

１３．緊急時の対応及び事故発生時の対応

緊急時の対応	① 利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに利用者の家族及び主治医に連絡を取る等の必要な措置を講じます。 ② 緊急の場合は、当施設の医師がその症状にあった下記の医療機関や歯科診療所に速やかに対応をお願いするようにしています。
協力医療機関	南湖こころのクリニック・白河厚生総合病院・ひまわり歯科医院
事故発生時の対応	① サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族及び、担当指定居宅介護支援事業者等に連絡を行います。 ② サービスの提供に伴って当事業者の責に帰すべき事由により、利用者が損害を被った場合、利用者に対して損害を賠償します。

１４．非常災害時の対応

防災時の対応	非常災害時は職員の避難誘導の指示に従ってください。
防災の設備	非常通報システム・スプリンクラー・防火扉・非常用滑り台・消火器
防災訓練	防災マニュアルに基づき、年２回の総合防災訓練を実施しています。

１５．サービス提供に関する相談・苦情窓口

【事業所の窓口】 介護老人保健施設ひもろぎの園	ご利用時間　午前８時３０分～午後５時３０分 担当者氏名　支援相談員　近藤秀樹　佐藤芙美子 電話番号　　０２４８－３１－８８８８ ※電話の受付は２４時間できます。 その他担当（施設長・看護長・介護長・各主任）
【市町村の窓口】 白河市保健福祉部　高齢福祉課 （白河市にお住まいの場合）	ご利用時間　午前８時３０分～午後５時 担当係り　　介護保険係 電話番号　　０２４８－２２－１１１１
【公的団体の窓口】 福島県国民健康保険団体連合会	ご利用時間　午前８時３０分～午後５時 電話番号　　０２４－５２３－２７００

（第三者による評価の実施状況）

<table>
<tr><td rowspan="4">第三者による評価の実施状況</td><td rowspan="3">１　あり</td><td>実施日</td><td></td></tr>
<tr><td>評価機関名称</td><td></td></tr>
<tr><td>結果の開示</td><td>１　あり　　２　なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">②　なし</td></tr>
</table>

【別表】料金及び利用料

令和８年６月１日より

（1）基本利用料

居室　／　介護度	要支援１	要支援２
介護予防短期入所療養介護ⅰ（個室）	579 円	726 円
介護予防短期入所療養介護ⅲ（多床室）	613 円	774 円
介護予防短期入所療養介護ⅱ（個室）	632 円	778 円
介護予防短期入所療養介護ⅳ（多床室）	672 円	834 円

ⅰ）ⅲ）基本型算定要件；在宅復帰・在宅療養支援等指標 20 以上、リハビリテーションマネジメント要件あり、退院時指導等要件あり、
ⅱ）ⅳ）在宅強化型算定要件；在宅復帰・在宅療養支援等指標 60 以上、リハビリテーションマネジメント要件あり、退院時指導等要件あり、地域貢献活動要件あり、充実したリハビリテーションの実施、

※個室を利用者される方で、下記に該当する利用者は多床室の基本料金算定となります。
○感染症等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者
○著しい精神症状等により、同室の他の入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者

一律に算定される加算項目	料金	計算区分	備　考
①　サービス提供体制強化加算Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅲ	22 円 18 円 6 円	Ⅰ～Ⅲ のうち ひとつ 1回／日	Ⅰ：介護福祉士が 80%以上配置、または勤続 10 年以上 35%以上、ｻｰﾋﾞｽの質の向上に資する取り組み Ⅱ：介護福祉士 60%以上配置 Ⅲ：介護福祉士 50%以上、または常勤職員 75%以上、または勤続 7 年以上 30%以上
②　夜勤職員配置加算	24 円	1 回／日	入所者 20 名に 1 名以上の配置
③　在宅復帰･在宅療養支援機能加算Ⅰ（老健サービス費ⅰ及びⅲ） 在宅復帰･在宅療養支援機能加算Ⅱ（老健サービス費ⅱ及びⅳ）	51 円 51 円	1 回／日	Ⅰ：在宅復帰・在宅療養支援等指標 40 以上、リハマネ要件あり、退院時指導等要件あり、地域貢献活動あり Ⅱ：在宅復帰・在宅療養支援等指標 70 以上、リハマネ要件あり、退院時指導等要件あり、地域貢献活動要件あり、充実したリハビリテーションの実施
④　生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	100 円 10 円	1 回／月	テクノロジーの導入後の継続的な活用を支援するため、委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを１つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行う
⑤　介護職員等処遇改善加算 （Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）のいずれか	（Ⅰイ）9.0%加算 **（Ⅰロ）9.7%加算**（Ⅱイ）8.6%加算 （Ⅱロ）9.3%加算　（Ⅲ）6.9%加算　（Ⅳ）5.9%加算		

※参考　加算型利用料の日額　※基本料金ⅰ）ⅲ）＋加算①Ⅱ②③＋④Ⅱ（月１回）×⑤9.7%		
一日利用した場合	要支援１	要支援２
介護予防短期入所療養介護ⅰ（個室）	748 円	909 円
介護予防短期入所療養介護ⅲ（多床室）	785 円	962 円
※参考　在宅強化型利用料の日額　※基本料金ⅱ）ⅳ）＋加算①Ⅱ②＋④Ⅱ（月１回）×⑤9.7%		
一日利用した場合	要支援１	要支援２
介護予防短期入所療養介護ⅰ（個室）	750 円	910 円
介護予防短期入所療養介護ⅲ（多床室）	794 円	971 円

（2）個別に算定される加算

加算項目	料金	計算区分	備　考
個別リハビリ実施加算	240 円	1 回／日	他職種共同して個別リハビリテーション計画を作成し、個別リハビリを実施した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円	1 回／日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活困難であり、緊急入所が適当と判断した者に対し利用日から 7 日限度で算定
認知症専門ケア加算（Ⅰ） 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	3 円 4 円	1 回／日	利用者の日常生活自立度Ⅲ以上が 1/2 以上で、認知症の専門的な研修を終了した者を配置し、技術的な会議や研修又伝達等を実施している場合
若年性認知症利用者受入加算	120 円	1 回／日	受け入れた若年性認知症利用者に個別に担当を配置し特性に合わせたサービスを提供した場合
送迎加算	184 円	1 回／片道	利用者の心身の状況、家族の事情等を判断して施設が利用者を送迎した場合
療養食加算	8 円	1 回	厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合 １日３回限度
緊急時施設療養費	518 円	1 回	緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合、1 月に連続する 3 日を限度で算定
口腔連携強化加算	50 円	1 回／月	利用者に対する適切な口腔管理につなげる観点から、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われる
総合医学管理加算	275 円	1 回／日 10 日限度	居宅要介護者に対して、居宅サービス計画を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、利用者、または家族の同意の上、治療管理を目的として、短期入所療養介護事業所により短期入所療養介護が行われた場合に 10 日を限度として算定

（3）運営基準で定める（厚生省令）その他の利用料金　　～令和８年７月３１日まで

	食　費	滞　在　費	
		多床室（光熱水費のみ）	従来型個室（居住費＋光熱水費）
第１段階	300 円	0 円	550 円
第２段階	600 円	430 円	550 円
第３段階①	1,000 円	430 円	1,370 円
第３段階②	1,300 円	430 円	1,370 円
第４段階	1,800 円	480 円	1,930 円

＊１．食費は一日単位。入退所時には、一食分ごとのご負担となります。
＊２．４段階以上の方は１日 1800 円、朝 400 円／昼 700 円／夕 700 円です。
＊３．３段階以下の方は１日 1445 円、朝 321 円／昼 562 円／夕 562 円です。

内　容	日　額	月額換算	備　考
日用消耗品費	350 円	10,500 円	歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、髭剃り、ティッシュ、フェイスタオル・おしぼり、石鹸、シャンプー・リンス、バスタオル、財布、湯のみ茶碗など
教養娯楽費	200 円	6,000 円	習字、手芸、工芸、園芸、音楽、料理の各クラブ材料費、春秋の個別ハイキング経費など

		多床室	個室
合計	１段階	850 円	1,400 円
	２段階	1,580 円	1,700 円
	３段階①	1,980 円	2,920 円
	３段階②	2,280 円	3,220 円
	４段階	2,830 円	4,280 円

その他の別途料金

内　容	料　金	備　考
クリーニング代	4,180 円	１ヶ月（ドライクリーニング別途）
テレビ使用料	1,650 円	１ヶ月（月途中利用の場合１日 50 円）
電気ｱﾝｶ・電気毛布	110 円	１日あたり
小型冷蔵庫・持込電気製品	55 円	１日あたり
理美容代	4,100 円／4,400 円	丸刈り／整髪カット
衣服私物ネーム名札	660 円	１００枚入り
他医院・病院の受診	保険請求額	医科・歯科受診費
その他個人の趣味や嗜好で購入希望されるものは、実費費用となります。		

（3）運営基準で定める（厚生省令）その他の利用料金　　令和８年８月１日より

	食　費	滞　在　費	
		多床室（光熱水費のみ）	従来型個室（居住費＋光熱水費）
第１段階	300 円	0 円	550 円
第２段階	600 円	430 円	550 円
第３段階①	1,030 円	430 円	1,370 円
第３段階②	1,360 円	430 円	1,470 円
第４段階	1,800 円	480 円	1,930 円

＊１．食費は一日単位。入退所時には、一食分ごとのご負担となります。
＊２．４段階以上の方は１日 1800 円、朝 400 円／昼 700 円／夕 700 円です。
＊３．３段階以下の方は１日 1545 円、朝 345 円／昼 600 円／夕 600 円です。

内　容	日　額	月額換算	備　考
日用消耗品費	350 円	10,500 円	歯ブラシ、歯磨き粉、義歯洗浄剤、髭剃り、ティッシュ、フェイスタオル・おしぼり、石鹸、シャンプー・リンス、バスタオル、財布、湯のみ茶碗など
教養娯楽費	200 円	6,000 円	習字、手芸、工芸、園芸、音楽、料理の各クラブ材料費、春秋の個別ハイキング経費など

		多床室	個室
合計	１段階	850 円	1,400 円
	２段階	1,580 円	1,700 円
	３段階①	2,010 円	2,950 円
	３段階②	2,340 円	3,380 円
	４段階	2,830 円	4,280 円

その他の別途料金

内　容	料　金	備　考
クリーニング代	4,180 円	１ヶ月（ドライクリーニング別途）
テレビ使用料	1,650 円	１ヶ月（月途中利用の場合１日 50 円）
電気ｱﾝｶ・電気毛布	110 円	１日あたり
小型冷蔵庫・持込電気製品	55 円	１日あたり
理美容代	4,100 円／4,400 円	丸刈り／整髪カット
衣服私物ネーム名札	660 円	１００枚入り
他医院・病院の受診	保険請求額	医科・歯科受診費
その他個人の趣味や嗜好で購入希望されるものは、実費費用となります。		